

鎌倉市監査委員公表第5号

監査指摘事項措置結果の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成31年3月7日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 高野 洋一

指摘事項措置結果通知書

環境部 ごみ減量対策課

指摘事項	措置結果
<p>(指摘事項の内容)</p> <p>鎌倉市粗大ごみ処理手数料収納等事務委託については、6者と契約を締結しているが、うち3者については平成30年6月7日に契約書に鎌倉市長印(第30号)を押印したにもかかわらず、契約締結日を平成30年4月20日としていた。またその旨起案内容に記載して、鎌倉市告示第84号平成30年度粗大ごみ処理手数料の収納等事務委託に係る告示について起案していた。</p> <p>その後、正しい契約日に修正をしたが、方法が適切ではなかった。</p> <p>今後は適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(措置結果の内容)</p> <p>公印を使用する際は、鎌倉市公印規則及び公印使用の手引きに基づき、管守者及び公印取扱者は押印を必要とする文書と決裁済みの行政文書を確実に照合するよう改善を図った。</p> <p>告示については、起案内容に記載された契約締結日と契約書の契約日を確実に照合するよう改善を図った。</p> <p>契約締結後に契約書の修正が必要となった場合は、別途起案して修正をするよう改善を図った。</p>